

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成24年11月13日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第242号	彫刻	木造十一面観音立像	1体	釜石市鶴住居町第13地割27番地 小山 勉
		附 胎内仏・木造僧形立像	1体	